

男山における大規模な太陽光発電施設建設計画用地の取得について

■これまでの経緯

年月	内容
平成26年3月	当該地において、FIT権の設定(市に通知等の情報提供なし)
平成30年12月	事業者が市に森林法に基づく伐採届を提出
令和元年5月	京都府が事業者宅地造成等規制法違反指導
令和元年7月	事業者が市に国土利用計画法第23条第1項に基づく届出を提出
令和元年8月	八幡市三区、四区が市議会に太陽光発電設備建設反対と規制条例の制定を求める請願を提出
令和元年9月	市議会において、全会一致で請願が採択される
令和元年10月	事業者が市に公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づく土地買取希望届出を提出
令和元年11月	市が事業者に、当該地においては土地開発の計画がないことから、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づく買取は行わない旨、伝達 一方で、男山の緑地景観保全のため、任意買取の申し出を行う
令和元年12月	八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例が可決(公布日:令和元年12月25日、施行日:令和2年1月1日)
令和2年2月	市が事業者に書面で金額を提示(FIT権の設定された土地7筆・64,801㎡)。その後の交渉で、事業者が当該地域に所有する保安林を除く全ての土地を買取することとし、口頭で金額を提示(31筆・90,255.45㎡) ※上記の金額提示から下記の買取合意まで、継続して買取交渉。
令和4年9月	事業者が市に提示金額での買取を了承 市が事業者に最終的な金額・前提条件等を示した書面を提供
令和4年10月	市議会において、用地取得に係る補正予算を可決
令和4年11月	市と土地所有者間で仮契約締結
令和4年12月	市議会において、財産の取得が承認され、本契約成立
令和5年1月	所有権移転登記完了

令和元年9月の市議会では、太陽光発電設備建設反対と規制条例の制定を求める「男山の太陽光発電施設建設に関する請願」が採択されました。市では、このことを受け、事業者と土地購入の交渉を重ね、締結した土地売買契約を令和4年12月の市議会承認いただきました。このたび、対象となる土地の本市への所有権移転登記が完了いたしましたことから、この間の経過を表のとおりお示しします。

▼土地購入経費
土地の購入費は、不動産鑑定を基本に算定しています。

取得相手方
株式会社日本エコロジー 他1者

取得予定地
八幡大谷33番地1 ほか30筆

取得面積
90,255.45㎡

購入価格
1億5千650万円

復に予想される必要経費1千250万円を差し引いた価格を取得価格としています。

管理・交通課 (☎983-5213)

家庭支援課 (☎983-1112)

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育て期まで一貫して身近で相談・支援を行う「産・子育て支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図る経済的支援として、出産・子育て応援事業を実施します。

市内に在住している人で、表の対象者に給付金を支給します。

なお、支給には、妊娠・出産期の面談やアンケートへの回答等が必要になります。

申請方法
表①～④の区分に応じた申請方法および申請時期が異なります。

①または②に該当する人は、2月上旬以降に順次案内書類を発送しますので、家庭支援課まで申請してください。③または④に該当する人は、それぞれの面談時にご案内します。

八幡市 出産・子育て応援事業を開始します

対象者	支給額※	申請方法・申請時期
① 令和4年4月1日～令和5年1月31日に出生された子を養育する人	出産応援給付金……5万円 子育て応援給付金……5万円	令和5年2月上旬から対象者に順次案内書類を郵送し、申請書およびアンケートを提出
② 令和4年4月1日～令和5年1月31日に妊娠届出書を提出し、令和5年2月1日時点で妊娠中の妊婦	出産応援給付金……5万円	令和5年2月中旬から対象者に順次案内書類を郵送し、申請書およびアンケートを提出
③ 令和5年2月1日以降に妊娠届出書を提出された妊婦	出産応援給付金……5万円	妊娠届出書の提出および母子健康手帳の交付時に妊婦面談を行い、申請書を提出
④ 令和5年2月1日以降に出生された子を養育する人	子育て応援給付金……5万円	こどもは赤ちゃん訪問事業等の面談後に申請書を提出

※出産応援給付金は妊婦1人あたり、子育て応援給付金は対象児童1人あたりにそれぞれ5万円を支給します。

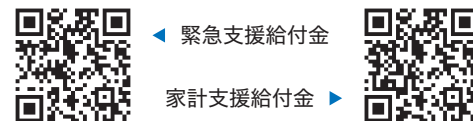
給付金の申請をお忘れなく ◀ 給付金の受給には申請が必要です

緊急支援給付金・家計支援給付金の申請期限は2月13日まで

給付金の対象見込世帯には確認書を送付しています。期限後の受け付けはできませんので、必ず期日までに申請してください(郵送の場合は当日消印有効)。
緊急支援給付金の家計急変分の対象世帯は、申請書

を市ホームページから入手し、申請してください。申請方法など詳細はお問い合わせください。

緊急支援給付金に関すること (☎983-1515)、家計支援給付金に関すること (☎983-1811)



令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の申請は2月28日まで

申請不要な人にはすでに支給済みですが、申請が必要な人でお済みでない人は期限までに手続きをください。給付金の対象となる人によって申請手続きが異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶ひとり親世帯

① 公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(未申請の人も含む)
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回っている人に限る。

② 新型コロナの影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準の人

▶ひとり親世帯以外

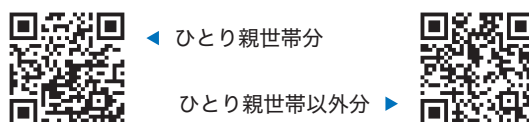
令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がいのある児童の場合は20歳未満)を養育しており、次の①

または②のどちらかに該当する人

① 高校生以上の児童のみを養育しており、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人

② 新型コロナの影響により令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

※公務員の人(児童手当受給者)または、令和4年6月以降に修正申告等により令和4年度住民税(均等割)が非課税になった人は申請が必要です。



家庭支援課 (☎983-1112)

住居確保給付金

住居確保給付金の受給期間の終了後、新たに解雇された場合は再支給が可能です。また、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも3カ月に限り、再支給が可能で、申請期限も3月31日(金)まで延長されました。

さらに、3月31日までに申請があった場合は、住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給が可能です。要件や必要書類、申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

生活支援課 (☎983-1138)